

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、株式会社澤井商事（所在地 新潟県上越市）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和2年 3月 6日

国 土 交 通 省
北 陸 地 方 整 備 局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

（問い合わせ先）

新潟市中央区美咲町1丁目1番1号 新潟美咲合同庁舎1号館

国土交通省 北陸地方整備局

総務部 契約課長 富樫 博人 Tel 025-370-6647 （ダイヤルイン）

総務部 契約管理官 小澤 辰巳 Tel 025-370-6650 （ダイヤルイン）

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社澤井商事	新潟県上越市三和区川浦1258

2. 指名停止措置期間：令和2年 3月 6日 ～ 令和2年 4月 5日（1ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲：北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者は、平成30年11月30日に新潟県上越市内の自社骨材工場において、労働者が左腕をコンベヤーに巻き込まれ左腕を切断する事故を発生させた。

本件について、令和元年12月21日に、上記有資格業者と上記有資格業者の代表役員等は、労働安全衛生法違反により、それぞれ罰金刑の略式命令を受けた。

5. 措置理由

上記4. については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第15号に該当し、これを準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条についても該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」 別表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
1～14 略 （不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から <u>1ヶ月以上9ヵ月以内</u>
16 略	